



福祉医療費の受給資格を更新します

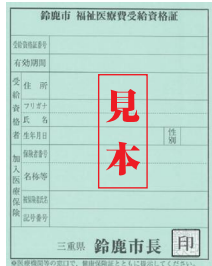
福祉医療費助成制度は、障がい者、一人親家庭等、子どもの医療費を助成する制度です。本人と保護者や扶養義務者などの前年中の所得を基準に、毎年9月1日に受給資格を更新します。

福祉医療費助成制度の概要

| | 障がい者医療費 | 一人親家庭等医療費 | 子ども医療費 |
|-------|--|---|---|
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方 ● 療育手帳A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)をお持ちの方、または知能指数が50以下の方 ● 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 | <ul style="list-style-type: none"> ● 一人親家庭等の0歳から18歳到達年度末の子どもおよびその子どもを養育している母または父 ● 父母のいない0歳から18歳到達年度末の子ども | <ul style="list-style-type: none"> ● 0歳から15歳到達年度末(中学生)の子ども |
| 対象医療費 | <ul style="list-style-type: none"> ● 各医療保険法などの規定による自己負担相当額 ● 入院時の食事療養に係る標準負担額(住民税非課税世帯で、医療保険の減額認定を受けた方が対象) ※精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方の障がい者医療費は、通院分のみが助成対象です。 | | |

受給資格の更新

令和3年度(令和2年1月から令和2年12月まで)の所得によって判定後、更新した受給資格証を8月下旬に郵送します。また、後期高齢者医療制度に加入中の方には、受給資格証の交付はなく、受給資格決定通知書を郵送します。なお、所得制限額を超えるなど、医療費助成の対象に該当しなかった方には、その旨を通知します。



※所得制限額は、対象者や扶養親族の数などで異なります。詳しくは、市ホームページ(トップページ→生活ガイド→生活便利帳→福祉)をご覧ください。福祉医療課へお問い合わせください。

※受給資格証の記載事項(加入医療保険など)に変更があった場合は、福祉医療課またはお近くの地区市民センターへ必ず届け出てください。

適正受診にご協力ください

福祉医療費助成制度の運営に必要な財源は、全て公費(市や県の税金)です。持続可能な制度としていくために、適正な受診にご協力ください。

- ・ 身近で相談できるかかりつけ医療機関を持ちましょう。
- ・ 同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。



保育所や学校などでけがをして、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度(スポーツ保険)により給付を受ける場合は、福祉医療費の助成を受けることはできません。受診の際は、必ず「保育所や学校などでけがをした」と医療機関に申し出てください。